

令和4年度 伊佐市奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1)伊佐市内に居住する者の子であること（令和4年4月1日現在）
- (2)高校等、大学等、大学院に在学・進学（令和4年4月入学予定者を含む。）
している者
- (3)人物が優秀で、学習意欲が旺盛でありながら、修学困難と認められる者
注意：他の奨学金と併用応募している場合は、申込時にご相談ください。

2. 奨学金の種類、貸与月額

種 類	貸与月額
高等学校、高等専門学校（1年生～3年生）又は教育養成所等の高等課程	10,000円以内
高等専門学校（4年生～5年生）、大学 又は教育養成所等の専門課程	50,000円以内

3. 貸与期間

奨学生に決定したときから、その者の在学する学校の正規の最短修業期間を終了する月までとする。

4. 募集期間及び提出先

- 出願期間 令和4年1月4日（火）～令和4年1月14日（金）17時
（※郵送可・必着）
- 提出先 伊佐市教育委員会総務課（伊佐市役所菱刈庁舎2階）

5. 選考の方法

書類審査（世帯の所得、世帯の市税等の滞納の有無など）の上、予算の範囲内において、奨学生選考委員会で選考します。

6. 選考の結果

令和4年2月上旬までに通知します。

-
- 高校等とは、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、修学年限3年以上の専修学校の高等課程を指します。
 - 大学等とは、学校教育法に規定する高等学校等の専攻科、専修学校の専門課程、短期大学または大学並びに一部の短期大学校、大学校を指します。

7. 提出書類

- (1) 奨学生願書（別記様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（別記様式第2号） **学校より親展文書（開封無効）**
- (3) 所得課税証明書（保護者の世帯用所得証明書）
- (4) 市町村長の発行する「滞納のない証明書」（保護者）

※（4）と（5）は、保護者で父母ともにいる場合は、父母両方の証明が必要となります。

ただし、伊佐市発行の場合は添付の必要はありません。

- (5) 在学者（令和4年4月入学者以外）は、在学証明書
- (6) その他特別控除該当の場合は、必要書類

8. 奨学金の交付

奨学金は奨学生に交付します。

※奨学生は、貸与を受けている間、毎年、教育委員会が指定する日までに、在学証明書・生活状況報告書・学業成績表を提出する必要があります。

9. 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利子）で、貸与終了後に借用証書及びその他関係書類を提出する必要があります。
- (2) 返還の開始時期は、貸与終了（卒業、廃止）の翌月から起算して1年後からです。
- (3) 返還の方法は、口座振替または納付書による納入となり、その全額を月賦又は年賦により12年以内の期間に返済しなければなりません。
- (4) 申し出により、その全額または一部を繰り上げて返還することができます。

10. その他

奨学生推薦調書の記載上の留意点

奨学生推薦調書は、現在の在学学校長又は前在学学校長（在学していない場合）に作成を依頼し、以下の点に注意して必ず**親展文書（開封無効）**で提出してください。

- ① 来年4月から入学を予定している学校のため奨学生の出願をする場合、在学学校（在学していない場合は、前に在学していた学校）の連続する最近2カ年の学業成績を記入してください。
- ② 既に在学している学校のため奨学生の出願をする場合、
ア：現在が2年生で3年生時から奨学金を希望する人は、1年生時と2年生の現時点までの学業成績を対象とし、2年・3年と印刷してある部分を取り消し線で消して1年・2年と修正し、成績を記入してください。
イ：本年度入学生で2年生時から奨学金を希望する人は、前に在学していた学校の最終2カ年の学業成績を記入してください。

問合せ先

〒895-2701 伊佐市菱刈前目 2106 番地
伊佐市教育委員会総務課（菱刈庁舎 2 階）
電話 0995-26-1512